

# スチュワードシップ活動にかかる報告

## (2023年7月～2024年6月)

JA共済連は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れ、投資先企業との対話や議決権行使を通じ、投資先企業の持続的な成長を促すことを目的としてスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

## 1. 投資先企業との対話

- 運用収益の向上のため、投資先企業との対話を通じ、投資先企業の動向を把握するとともに、企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題および改善策などについて認識の共有化を図りました。
- 2023年7月から2024年6月においては、ガバナンスや環境等に関する内容を中心に対話を実施しました。

| テーマ   | 対話内容   | 投資先企業の取組み   |
|-------|--|---|
| ガバナンス | <ul style="list-style-type: none"><li>• 事業展開地域の環境規制にかかる情報等が乏しく、当該地域での同社製品の販売拡大見込が不透明であった企業に対して、事業展開地域の環境規制にかかる情報等を開示し、成長シナリオを明らかにするよう要望しました。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>• 決算説明資料において、事業展開地域で検討されていた環境規制にかかる追加情報が開示され、同社製品の事業展開地域での成長性が示されました。</li></ul> |
| ガバナンス | <ul style="list-style-type: none"><li>• 中期経営計画で掲げていた政策保有株の縮減に関して、計画額の売却をすでに達成していた企業に対して、継続して売却検討を行うよう要望しました。</li></ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 決算説明資料において、継続的に政策保有株の縮減が行われていることが報告されました。</li></ul>                           |
| 環境    | <ul style="list-style-type: none"><li>• 対応人員が不足しているなどの理由から、環境関連の情報開示や対応姿勢が不十分であった企業に対して、TCFD提言に沿った情報開示やカーボンニュートラル目標を中期経営計画に盛り込むよう要望しました。</li></ul>     | <ul style="list-style-type: none"><li>• 中期経営計画においてサステナビリティ戦略が掲げられ、非財務目標の1つとして2050年のカーボンニュートラル目標が設定されました。</li></ul>    |

## 2. 議決権行使

### (1) 議決権行使方針

#### ① 議決権行使の考え方

保有銘柄の投資収益向上によるご契約者さま等への安定的な差益還元を目指す上で、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的に安定して投資収益を享受することを目的として議決権を行使します。

#### ② 議決権行使プロセス

内部基準に則り、議決権行使会議において個別議案を検討し、議決権を行使します。

#### ③ 主要議案に対する議決権行使の考え方

| 議案     | 議決権行使の考え方（2024年2月以降）   |
|--------|--|
| 取締役の選任 | <ul style="list-style-type: none"><li>業績動向、不祥事等への関与や監督責任の有無、重大な環境問題や社会問題の発生状況などを考慮し妥当性を判断します。</li><li>剰余金の分配決定を取締役会に授権している場合、剰余金の処分基準により妥当性を判断します。</li><li>社外取締役の独立性や取締役会における構成比率、取締役会への出席率についても考慮します。</li></ul> |
| 監査役の選任 | <ul style="list-style-type: none"><li>不祥事等への関与や監督責任の有無を考慮し妥当性を判断します。</li><li>社外監査役の独立性や監査役会における構成比率、監査役会への出席率についても考慮します。</li></ul>   |
| 役員報酬   | <ul style="list-style-type: none"><li>業績動向、不祥事等への関与や監督責任の有無を考慮しその妥当性を判断します。</li><li>株式型報酬の支給対象者や希薄化率についても考慮します。</li></ul>  |
| 剰余金の処分 | <ul style="list-style-type: none"><li>配当水準や財務状況等を考慮しその妥当性を判断します。</li></ul>   |

上記以外の議案についても、議案の種類ごとに一定の判断基準を設け妥当性を判断します。

## (2)議決権行使結果（2023年7月から2024年6月）

2023年7月から2024年6月に株主総会が開催された国内上場企業のうち、議決権行使の対象となった企業数は83社、議案数は1,052議案（会社提案議案1,041議案、株主提案議案11議案）でした。

<企業数ベース>

単位:社

|             | 合計 | 会社提案に<br>全て賛成 | 会社提案に<br>1件以上反対 | 反対比率 |
|-------------|----|---------------|-----------------|------|
| 議決権行使の対象企業数 | 83 | 82            | 1               | 1.2% |

<議案数(\*1)ベース>

単位:議案

| 会社提案議案                      |                    | 合計    | 賛成    | 反対 | 反対比率 |
|-----------------------------|--------------------|-------|-------|----|------|
| 会社機関に関する議案                  | 取締役の選解任            | 813   | 813   | 0  | 0.0% |
|                             | 監査役の選解任(*2)        | 117   | 117   | 0  | 0.0% |
|                             | 会計監査人の選解任          | 1     | 1     | 0  | 0.0% |
| 役員報酬に関する議案                  | 役員報酬(*3)           | 39    | 38    | 1  | 2.6% |
|                             | 退任役員の退職慰労金の支給      | 1     | 1     | 0  | 0.0% |
| 資本政策に関する議案<br>(定款に関する議案を除く) | 剰余金の処分             | 57    | 57    | 0  | 0.0% |
|                             | 組織再編関連(*4)         | 0     | 0     | 0  | -    |
|                             | 買収防衛策の導入・更新・廃止     | 1     | 1     | 0  | 0.0% |
|                             | その他 資本政策に関する議案(*5) | 0     | 0     | 0  | -    |
| 定款に関する議案                    |                    | 12    | 12    | 0  | 0.0% |
| その他の議案                      |                    | 0     | 0     | 0  | -    |
| 合計                          |                    | 1,041 | 1,040 | 1  | 0.4% |

<議案数(\*1)ベース>

単位:議案

| 株主提案議案 |  | 合計 | 賛成 | 反対 | 反対比率   |
|--------|--|----|----|----|--------|
| 合計     |  | 11 | 0  | 11 | 100.0% |

(\*1) 議案数については子議案ベースで集計(複数の取締役等の選任案について候補者1名ごとに1議案として集計)

(\*2) 監査等委員である取締役の選解任、補欠監査役および補欠の監査等委員である取締役の選任については、監査役の選解任に含めて集計

(\*3) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(\*4) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(\*5) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

- 投資先企業の全株主総会議案に対して、原則として「賛成」または「反対」を投じる方針としており、対象期間において棄権した議案はありませんでした。
- 会社提案議案では、株式型報酬の支給対象者が本会基準を満たさなかったことから、1社（1議案）に反対の意思表示をしました。
- 株主提案議案では、企業価値の向上や株主の権利を守ることに資すると判断できない等の理由から、賛成した議案はありませんでした。

### 3. 各原則に対する自己評価

スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況および自己評価については以下のとおりです。引き続き、今後の活動に活用してまいります。

| スチュワードシップコード  | 実施状況  | 自己評価および今後の対応   |
|---|---|--|
| <p><b>【原則1】</b> 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「『責任ある機関投資家』の諸原則《スチュワードシップ・コード》」への対応についてホームページにて公表しています。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切に実施しているものと評価しております。</li> <li>▶ 今後も必要に応じて、適宜見直しをしてまいります。</li> </ul>  |
| <p><b>【原則2】</b> 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反にかかる管理方針を定めホームページにて公表しています。</li> <li>議決権行使においても利益相反が生じる可能性のある局面を特定した上で、賛否判断については株式運用担当部署で完結し、利益相反管理部門において利益相反管理の観点から確認を行いました。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管理方針に基づき、適切に実施しているものと評価しております。</li> </ul>   |
| <p><b>【原則3】</b> 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業価値向上や持続的な成長に関する対話を中心に投資先企業と財務面、非財務面に関する意見交換を実施し、状況把握に努めました。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 投資先企業の経営層やIR担当者との面談を実施し、企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題等について状況を把握できたものと評価しております。</li> <li>▶ 今後も、投資先企業の状況の的確な把握と認識の共有に取り組んでまいります。</li> </ul> |
| <p><b>【原則4】</b> 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>対話のテーマを明確化し、中長期的な視点から企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題等について意見交換を行い、課題認識の共有化に努めました。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 投資先企業ごとに、「ガバナンス」「環境」など対話のテーマを明確化し、課題等の改善に向け意見交換を実施することができたものと評価しております。</li> <li>▶ 今後も、対話を深めるべく努めてまいります。</li> </ul>                |

| スチュワードシップコード  | 実施状況  | 自己評価および今後の対応  |
|---|---|---|
| <p><b>【原則5】</b> 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権行使にあたっては内部基準に則り、議決権行使会議において個別議案を検討した上で、適切に実施しました。</li> <li>外部機関によるコンサルティングを活用するなどし、より実効性の高い内容となるよう内部基準の見直しを行いました。</li> <li>個別議案に対する十分な検討時間を確保するため、全ての投資先企業の議決権行使において議決権電子行使プラットフォームを活用しました。</li> <li>行使結果につきましては、議案の主な種類ごとの整理・集計に加えて、不賛同となった事例等を公表しました。</li> <li>議決権行使の考え方の記載内容や子議案ベースでの行使結果集計など、開示内容の見直しを行いました。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>議決権行使方針に基づき、適切に実施しているものと評価しております。</li> <li>今後も、投資先企業の持続的な成長に資するものとなるよう工夫に努めてまいります。</li> </ul>            |
| <p><b>【原則6】</b> 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スチュワードシップ活動にかかる取組みについて、投資先企業との対話状況や議決権行使結果をホームページにて公表しました。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切に報告しているものと評価しております。</li> <li>今後も、定期的に情報開示を行ってまいります。</li> </ul>   |
| <p><b>【原則7】</b> 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業との対話事例の共有（記録・管理）による対話能力の向上に努めました。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>投資先企業との建設的な対話等を通じ、適切に活動しているものと評価しております。</li> <li>引き続き専門性の高い人材育成を推進し、スチュワードシップ活動の実効性を高めてまいります。</li> </ul> |